【北方町低入札価格調査制度の導入】

北方町の発注する工事のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用する工事で令和８年４月１日以降に入札公告又は通知を行う工事について、以下のとおり基準価格の計算式を適用します。

右記以外の工事 土木系５工事「土木一式」「とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）」「舗装」「塗装」「造園」等	「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」及び「解体」工事	営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上下水道工事にかかる「機械器具設置」工事

予定価格 大

低入札価格調査制度	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度
基準価格 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×68% 合計額 ×1.1 （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）	**基準価格** 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10＋現場管理費)×90% 一般管理費×68% 合計額 ×1.1 （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）	**基準価格** 機器費×92% 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×68% 合計額 ×1.1 （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）
失格判断基準 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×40% 合計額 ＞ 入札書記載金額 （ただし、入札書比較価格の75%～92%の範囲内）	**失格判断基準** 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10＋現場管理費)×90%×α （補正係数α＝0.8） 一般管理費×40% 合計額 ＞ 入札書記載金額 （ただし、入札書比較価格の75%～92%の範囲内）	**失格判断基準** 機器費×84% 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×40% 合計額 ＞ 入札書記載金額 （ただし、入札書比較価格の75%～92%の範囲内）
1億5,000万円 最低制限価格制度 制限価格＝基準価格の算出に同じ （制限価格を下回った場合は無効） 5,000万円～3,000万円 （失格判断基準あり） 総合評価方式	最低制限価格制度 制限価格＝基準価格の算出に同じ （制限価格を下回った場合は無効） （失格判断基準あり） 総合評価方式	最低制限価格制度 制限価格＝基準価格の算出に同じ （制限価格を下回った場合は無効） （失格判断基準あり） 総合評価方式

基準価格を下回る入札者あり

失格判断基準の確認

＜失格判断基準の適用＞

失格判断基準に該当しない	失格判断基準に該当する
○低入札価格調査	×無効

低入札価格調査

専任の追加配置技術者の選出 **※落札候補者のみ**

〔技術者の配置例〕

- **請負代金額 5,000 万円以上の建設工事（建築一式にあっては8,000万円以上）の場合**
→ 専任の主任（監理）技術者１名（建設業法上）＋**専任の主任（監理）技術者１名（低入札対応）**の計２名を配置
- **請負代金額 5,000 万円未満の建設工事（建築一式にあっては8,000万円未満）の場合**
→ **主任技術者１名＋専任の主任技術者１名（低入札対応）の計２名を配置**

落札候補者の入札参加資格審査

落札者の決定・契約へ